令和８年第７回
久御山町教育委員会定例会
議事録

令和８年　第７回久御山町教育委員会定例会　議事録

１　招集年月日　　令和８年８月 24 日
２　招集の場所　　久御山町役場２階　会議室 23
３　開　　会　　令和８年８月 24 日　午前 10 時開会宣告
４　出 席 委 員　　内　田　智　子
　　寺　井　恵太郎
　　豊　田　美　幸
　　阿　部　拓　児
　　田　口　賀　彦
５　職務のため出席した者の職氏名

教 育 次 長	松　村　　弘　毅
学校教育課長	西　村　　一　平
学校教育課担当課長	宮　川　　野添美
生涯学習応援課長	星　野　　佳　史
書　　記	山　村　　彩　子

６　付議案件
　議案第 19 号　令和８年度久御山町一般会計補正予算（第３号）について
　議案第 20 号　全世代・全員活躍まちづくりセンターの設置及び管理に関する条例制定について
　議案第 21 号　久御山町指定管理者の指定について

７　報告案件
（１）令和７年度久御山町一般会計決算（教育費）について
（２）令和８年度生徒指導の状況（１学期）について
（３）令和８年度いじめ調査（第１回）の報告について
（４）第 60 回町民運動会、第 51 回町民文化祭について

８　会議の経過
　午前 10 時　開会

○内田教育長　　ただいまから令和８年第７回久御山町教育委員会定例会を開催いたします。本日の議事録署名人は寺井委員でございます。また第６回の定例会議事録につきましては先日配布してご覧いただいたことと存じます。第６定例会議事録についてはよ

ろしければご承認いただけますでしょうか。
○委員全員　はい。
○内田教育長　ありがとうございます。次に報告についてでございます。７月８日、10日、15日の教育委員の皆様の学校訪問は、本当にご多忙の中ありがとうございました。当日いただきましたご意見につきましては、各園小中学校で改善を図っているところでございます。またお気づきの点がございましたらご意見を賜りたいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。７月16日に社会を明るくする運動の表彰式に出席をいたしました。今年度も非常に多くの出品がありまして、明るい社会をつくる意識の醸成に繋がったと思います。それから、京都府教育委員会への要望のために、まず７月28日に山城教育局へ、また８月４日に府教育委員会へ訪問いたしました。中身についてはまた追って説明させていただきたいと思います。それから、７月31日に民生教育常任委員会が開かれまして、休会中の事務調査として、東一口にございます文化財の収蔵庫の視察がありました。それから、８月７日に府教育委員会の幹部との懇談会に出席いたしまして、本町の取り組みについて、またさらにこういうことをしていただきたいというようなお話も加えてさせていただきました。８月15日は教育委員の皆様にもご出席いただきました平和記念集会が開催されました。久御山ハーモニーさんの音楽とともに平和を改めて考えなければならないなと思いました。８月20日、21日の両日に、府町村教育長会研修会の方に参加いたしました。また、21日の午後には、久御山学園夏季研修会が開催されまして、充実した研修を行うことができました。以上報告とさせていただきます。それでは議事に移ります。議案第19号令和８年度久御山町一般会計補正予算（第３号）についてを議題といたします。事務局より説明を求めます。学校教育課、お願いいたします。
○西村学校教育課長　資料の38、39ページをご覧ください。教育委員会事務局運営事務で267万５千円です。こちらについては令和８年６月末に事務局の職員が１名退職したことに伴い、代替の会計年度任用職員を雇用するものです。次に同じページの一番下です。小学校給食運営事業で381万１千円の増額です。給食に係る栄養士について、年度末に退職したことに伴い、会計年度任用職員を雇用するものです。学校教育課は以上です。
○内田教育長　生涯学習応援課お願いいたします。
○星野生涯学習応援課長　続いて、失礼いたします。40、41ページをご覧ください。社会教育総務一般事務費で353万２千円の増額となります。令和８年４月から新たに会計年度任用職員（一般）を１名増員したことに伴う増額となっております。以上、説明とさせていただきます。
○内田教育長　説明は終わりました。質疑はございませんでしょうか。
○委員全員　はい。

○内田教育長　よろしいですか。ないようですので議案第19号を採決いたします。異議はございませんか。
○委員全員　はい。
○内田教育長　議案第19号については可決いたしました。続きまして議案第20号全世代・全員活躍まちづくりセンターの設置および管理に関する条例制定についてを議題といたします。事務局より説明を求めます。
○星野生涯学習応援課長　第１条の設置及び目的でございますけれども、本条例につきましては、久御山町の社会教育の振興および生涯学習活動の推進を図るとともに全ての世代の人が集まり、過ごし、学びの裾野を広げ、交流するため、久御山町全世代・全員活躍まちづくりセンターを設置し、その管理および運営に関し必要な事項を定めることにより住民の福祉の増進と地域社会の形成に寄与することを目的として制定するものである、と定めております。この基本的な考え方につきましては、整備基本計画のまちづくりセンターのコンセプトの方から引用しているところでございます。次に、第３条でございますが、この条例はまちづくりセンターで実施する事業について各号で説明しております。（１）全世代・全員活躍、生涯活躍のまち構想の基本理念に資する事業、（２）社会教育法第22条に規定する事業、（３）その他、社会教育委員会が必要と認める事業としております。次に第４条でございますが、まちづくりセンターの開館時間および休館日等につきまして、教育委員会規則規則において定めるとしております。なお開館時間につきましては、午前９時から午後９時半まで、休館日は火曜日となっております。次に第８条でございます。施設使用料につきましては、同条において別表に定める使用料および教育委員会規則で定める額の附属設備使用料を前納しなければならないとするとともに、使用料につきまして教育委員会が公益上必要と認めるときはこれを減免、減額または免除することができるとしております。使用料の詳細につきましては、後ほど改めてご説明をさせていただきます。次に第14条ですが、管理運営上必要が認められるときは地方自治法第244条の２第３項に規定する指定管理者に、まちづくりセンターの管理を行わせることができるとするとともに、指定管理者の指定は、久御山町指定管理者の指定の手続きに関する条例の規定によるとしております。なお、まちづくりセンターの指定管理者の指定につきましては、次の別議案として後ほどご説明をさせていただきます。それから最後の方になりますが、第17条では、この条例の施行に関し必要な事項は久教育委員会規則で定めるとしております。以上が条例の概要となっております。続いて使用料に関する説明をさせていただきます。議案書の４ページ、５ページの方をご覧ください。別表としまして使用料の記載をさせていただいております。これは各部屋、施設ごとの時間別基本使用料を表にまとめて記載をしているものでございます。基本的な考え方といたしまして、使用料を徴収する施設、部屋につきましては、専有利用や特定のサービス提供を伴う諸室については、使用料を徴収し、公共性や交流促進の役

割を持つ共有空間については徴収しないこととしております。具体的には、スタディルームとかブックラウンジ、プレイルーム、ニコニコルームといった子どもが使うような共有スペースについては使用料を徴収せず、その他の施設については、使用料を徴収する施設としております。使用料の設定にあたりましては、住民の満足度や利用率、近隣市町の類似同規模施設の使用料との均衡などを考慮いたしまして、金額を決定しております。具体的には近隣市町の類似同規模施設の使用料の１平米当たり１時間単価の平均額をもとに、各部屋施設の面積に乗じて算出した金額をベースとし、施設の利便性快適性と料金の妥当性とのバランスを図るとともに、町内利用者にとどまらず、町外府外からも集客できる施設を目指せる金額となるよう設定をいたしております。議案の４ページ下段の２備考のところですが、ここでは使用に関する様々な規定の方を記載をしております。５ページの備考２ですけれども、こちらの方で町外料金について規定をしております。久御山町に在住在勤および在学する以外の者がわくわくホールおよびわくわくホール前半部以外の施設諸室の方を利用をする際の施設使用料は、この表に書かれている利用料金の額の５割に相当する額を加えて得た額とすることとしております。150%になるということでございます。その下の方ではチケット代や入場料等を取る興業等の営利を目的とした利用の際の使用料について、入場料等が 1,000 円以上 3,000 円以下の場合は使用料を 150%に、3,001 円以上の場合は使用料を 200%とすると定めております。最後に、条例第８条第２項における使用料の減免に関する考え方についてでございます。施設の使用料につきましては、公共施設の利用に関する公平性および受益者負担の原則に基づき、施設利用者がその利用に応じた負担を行うことを基本とする一方で、これまでから町の公共施設を利用する団体等のうち、町施策の推進に寄与するなど公益性が高い事業を行う際の利用にあたり、使用料の減免措置を講じてきた経過も考慮する必要があると考えております。この考え方に基づきまして、まちづくりセンターの使用料の減免につきましては、ゆうホールや総合体育館等の町内の他施設における従来の減免措置を継続することといたします。ただし、従前公民館で減免措置を受ける一部団体によります排他的な予約の集中が課題であったことから、全ての利用希望者に公平で幅広い機会を提供できるよう、今回予約できる件数や方法などの見直しの方法を考えていきたいと考えております。以上、全世代・全員活躍まちづくりセンターの設置および管理に関する条例制定について説明とさせていただきます。

○内田教育長　条例および使用料また減免について詳しくお話があったわけですけれども、何かご質問ございますでしょうか。新しい施設ができましたので、利用料を今まで減免をしていた方々にも利用料をいただくというような考えもあったんですけれども、やはりゆうホール等の既存の施設との兼ね合いであったり、いろいろなことを考えて、今まで通り減免をするという形で幅広い減免になってます。ただ先ほど星野課長が申しましたように、たくさんの枠を予約しておられて、またそれは使われないというよ

うなことがあったので、それについては皆さんが公平に使えるようにという観点での変更させていただきたいと思っております。
○寺井委員　予約は何ヶ月前からですか。
○星野生涯学習応援課長　ホールは１年前から、他は３ヶ月前からです。
○田口委員　中央公民館はほぼ無料で借りれるということが知れ渡ってたから、その代わりにできたんだから、無料だろうって思っている人がいると思う。そこをきちっと新しい線を引いてくれた方がはっきりすると思う。
○星野生涯学習応援課長　対外的に周知する際、このあたりのことが明確になるようにしていきます。
○松村教育次長　基本は今まで使っていただいた方と、その他の方にも広く気軽に利用していただきたい。そのための諸室もいろいろ設置しております。その辺りはバランスをとってやらないといけないかなと思っています。基本は今までの公民館の考え方っていうのはある程度踏襲すべきかなと思っているんですけれど、先ほど説明しました通り、減免すると、無料だしということで、たくさんの予約を取り、使用しない日のキャンセルもないという事象が結構あった。その意味で、減免のスキームはそんなに変えなくても、予約の仕方、例えば物によっては抽選を入れたりして、できるだけ幅広く同じように使えるように、空きをなくして予約を入れられたらいいかなと思う。賑わいのある施設にしていきたいと考えてございます。
○内田教育長　よろしいでしょうか。それではないようですので、採択いたします。異議はございませんか。
○委員全員　はい。
○内田教育長　ないようですので議案第 20 号については可決しました。続きまして議案第 21 号久御山町指定管理者の指定についてを議題といたします。事務局より説明を求めます。
○星野生涯学習応援課長　久御山町全世代・全員活躍まちづくりセンターの指定管理者の指定につきまして、令和４年度に実施しました同施設の管理運営業務の業者選定において優先交渉権者に特定し、その後、管理運営業務委託契約を締結しましたアクティオ株式会社を指定管理者とすることとなりました。建設工事につきましては、現在順調に進んでおりまして、予定通り 12 月 28 日に建物が引き渡される見込みとなっていることから、指定管理者の基本協定の締結に向けまして、地方自治法 244 条の２の規定に基づき、先ほどご説明申し上げました条例中、第 14 条第２項の規定により、指定管理者の指定を行いたく、今回ご提案をさせていただいたところでございます。指定期間は令和８年 12 月 28 日から令和 13 年３月 31 日までとします。施設の所在地は久御山町島田ミスノ 38 番地。名称は久御山町全世代・全員活躍まちづくりセンターとしております。以上説明といたします。

○内田教育長　説明が終わりました。質疑はございませんでしょうか。
○委員全員　はい。
○内田教育長　それでは議案第21号を採決します。異議はございませんか。
○委員全員　はい。
○内田教育長　ないようですので議案第21号については可決いたしました。本日の議案は以上でございます。

【報告】
（１）令和７年度久御山町一般会計決算（教育費）について
＜学校教育課の主な事業（西村学校教育課長）＞
・こども園給食運営事業（85,245千円）：調理員と栄養士の報酬、給食材料費。給食費について令和７年度から無償化。
・こども園施設維持管理事業（34,798千円）：こども園施設の維持管理経費、紙オムツの収集運搬業務、とうずみこども園の空調設備の改修工事の設計業務。今年度、改修工事進行中。
・国際理解教育推進事業（26,381千円）；小中学校で勤務するALTの報酬の他、ワーウィックステイトハイスクールとの交流事業の経費。令和７年度は11名の生徒を派遣。
・教育委員会事務局運営事務（25,794千円）：こどもの未来魅力化条例検討委員会の委員報酬等。
・学力向上対策事業（23,833千円）：常勤講師の報酬や学力診断テストの実施経費。中学校では民間企業トライを活用したゆめ☆スタウィークリーの委託料、校内実力テストの実施経費の補助。
・学校施設維持管理事業（216,095千円）：学校施設の設備保守や維持管理経費。令和７年度は現在、工事を進めている小学校の体育館空調設備の設計業務と中学校体育館の空調設置工事、蓄電池の設置工事を行った。
・学校給食運営事業（171,050千円）：給食調理業務の委託料や栄養士の報酬。こども園と同じく小中学校も令和７年度から給食費を無償化。
・学校保護者負担軽減事業（27,886千円）：経済的負担軽減を図るため学級費や修学旅行費、校外活動費、それから新入学児童生徒の入学準備にかかる費用を補助。令和７年度は大阪関西万博の体験事業を実施。
・学校情報教育環境整備事業（62,314千円）：教職員のパソコン、ネットワーク機器の保守管理、リース料。令和７年度は児童生徒のタブレット端末の更新を行った。
・中学校部活動支援事業（114千円）：部活動支援員４名の報酬。

〔質疑等〕

〇寺井委員
・中学校の部活動の支援事業について、ここを強化できたら、先生方の負担軽減もできると思うが、難しい。
〇西村学校教育課長
・今年度からは陸上部に部活動指導員を配置している。部活動については、これから地域展開を進めていく。

＜生涯学習応援課の主な事業（星野生涯学習応援課長）＞
・子ども居場所づくり事業（404 千円）：子どもの安全な活動の場の拠点としてまなび塾を開設した経費。田井と佐山の２自治会で 15 回開催。延べ 604 人が参加。
・いきがい大学実施事業（1,920 千円）：60 歳以上の人を対象に充実した人生を送るための大学を年 10 回開講。社会見学に伴う委託料とバスの借り上げ料。82 人の参加。
・全世代・全員活躍まちづくりセンター運営事業（23,048 千円）：まちづくりセンターの開館に向けた準備業務とプレ事業を実施。
・ふれあい交流館運営事業（140,409 千円）：公益財団法人久御山町文化スポーツ事業団への指定管理料や人件費に係る補助金、駐車場の借地料。令和７年度は、ゆうホール防水改修工事を実施。
・旧山田家住宅保存活用事業（18,061 千円）：旧山田家住宅に関する保存活用計画策定に係る委託料および保存活用計画策定委員会の開催経費。令和７年度は、主屋倒壊防止対策工事を実施。令和６年度より一般公開日は毎週土日および祝日に変更。令和７年度は合計 97 回公開。
・歩くまちくみやま推進事業（7,559 千円）：関連イベントの消耗品等。
・総合体育館・町民プール運営事業（99,207 千円）：公益財団法人久御山町文化スポーツ事業団への指定管理料や人件費に係る補助金、駐車場借地料。令和７年度は、トレーニング機器の購入や高圧受電設備部品取替工事を実施。管理対象施設は総合体育館やプール、木津川河川敷運動広場等。

〔質疑等〕
〇田口委員
・居場所づくりについて、市田はどうなっているか。
〇星野生涯学習応援課長
・市田地区は活動が難しい。
・今年度は、東角校区の方で新しく動き始めている地区がある。
〇田口委員
・後継者の確保が難しい。

〇豊田委員
・田井地区は、１度世代交代ができている。自治会がしっかり機能している時にバトンが渡った。自治会がうまく機能していない地域も多くて、繋がり方が分からない。若い世代は仕事で忙しい中で、何かやってもらおうとすると、PTA 活動ですら難しくなってるのに、自治会や居場所づくりは難しい。自治会の中で違う世代の繋がりが何とか残ってるところは、居場所づくりも何とか繋がっていくが、そのあたりが課題だと思う。自治会と連動していると思う。
〇内田教育長
・自治会とは違う形で、子どもの居場所づくりとしてとうずみこどもカフェ 805 さんやのこのこ村さんがある。そこに若い世代の方々も集まりながら、主体的に動こうとされていることもあるので、いろいろなやり方があると思う。
〇豊田委員
・できるやり方を探して、模索するというのも一つだと思う。昔ながらのやり方は、一番理想のようにそれを求めがちだが、できるやり方が全く別の形であるのかもしれないなと思っている。

（２）令和８年度生徒指導の状況（１学期）について（西村学校教育課長）
・小学校の令和８年度１学期末時点の問題行動は 13 件であり、昨年度と比較すると３件減少。不登校児童については、10 日以上の欠席が計 11 人で昨年度と比べて３名増
・中学校の令和８年度１学期末時点の問題行動は合計 21 件であり、昨年度から３件増加。不登校生徒については、10 日以上欠席が計 25 人で、４名減少。

〔質疑等〕
〇寺井委員
・家庭の状況が、不登校のきっかけとなっている子どももいるが、ギリギリのところで今は不登校になっていなくても、どこかで不登校になるということはある。不登校になる前に把握し支援してもらいたい。
〇西村学校教育課長
・久御山町こどもの未来魅力化条例のアクションプランの検討の中で、教育と福祉のデータ連携を検討しており、出欠状況や子育て支援課の健診の結果などをデータ連携し、どう発見して支援していくかを検討している。
〇寺井委員
・横の繋がりで福祉や民生との情報の共有が大事だと思う。

（３）令和８年度いじめ調査（第１回）の報告について（西村学校教育課長）

・認知件数について、今年度件数が減少している。
・２学期以降も教職員が見守り等を続け、全てが解消案件となるように取り組んでいるところ。
・重大事態についてはない。

〔質疑等〕なし

（４）第 60 回町民運動会、第 51 回町民文化祭について
・町民運動会は第 60 回という節目の年となり、周年を記念し、参加者を対象とした抽選会の開催や、スポーツ推進員の協力によるモルック体験会の実施、学生よさこいグループの演舞と久御山音頭の共演、久御山中学校吹奏楽部による演奏会を開催するなど趣向を凝らした町民運動会になるよう考えている。
・キッチンカーの出店や産業・環境政策課による電気自動車を活用した啓発、環境啓発のイベント、子育て支援課による子ども向けイベントを実施するなど運動会を盛り上げるたくさんの取り組みも併せて実施する予定。
・開催日は９月 27 日（日）、中央公園のグラウンド工事中のため、今年度は中学校のグラウンドでの開催。開催時間は午前９時から午後３時。
・競技内容は、自治会対抗種目である綱引きや玉入れ対抗リレーの他、当日参加できる 60m 走や玉入れ、パスしてリレーボールや幼児保護者のレース、パン食い競走などの実施を予定。
・第 51 回の久御山町民文化祭を 11 月７日、８日の２日間にわたり、役場庁舎および庁舎前を会場として実施。模擬店等は役場の正面側で開催。
・テーマは「世代を結び、未来へつなごう、久御山の文化」。
・昨年に引き続き、出品、出演、出店の部を設け、一般公募を行っている。
・あらゆる世代の方が久御山音頭を知っていただくステージや歩くまちくみやまとコラボしたイベント、本年度初開催の旧山田家住宅の絵画コンテストの表彰と作品展示なども行う予定。

〔質疑等〕なし

午前 11 時 15 分　終了